


両立支援等助成金について

令和4年8月

 厚生労働省

宮崎労働局 雇用環境・均等室

労働局で取り扱う主な助成金について

雇用関係助成金

- ・雇用調整助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・特定求職者雇用開発助成金
- etc.

・両立支援等助成金

① 出生時両立支援コース

② 育児休業等支援コース

③ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

e t c .

労働条件等関係助成金

- ・ 働き方改革推進支援助成金
- ・ 業務改善助成金
- ・ 受動喫煙防止対策助成金

黒字：助成金センター

(ハローワークプラザ宮崎内 TEL 0985-62-3125)

赤字：雇用環境・均等室

(宮崎合同庁舎 4 F TEL 0985-38-8821)

青字：労働基準部健康安全課

(宮崎合同庁舎 2 F TEL 0985-38-8835)

両立支援等助成金

① 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

おもな 要件

第1種：男性労働者が育児休業を取得した場合

- 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得すること。
(※所定労働日が4日以上含まれていることが必要です。)

<代替要員加算>

- 育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用（派遣を含む）した場合に支給します。

第2種：男性労働者の育児休業取得率が上昇した場合

- 第1種の助成金を受給していること。
- 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置を複数実施すること。
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- 男性労働者の育児休業取得率が、第1種の申請をしてから3事業年度以内に30%以上上昇していること。
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2名以上いること。



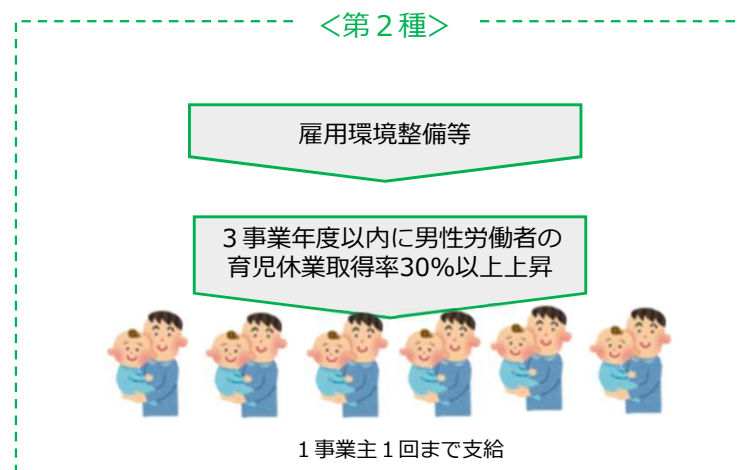
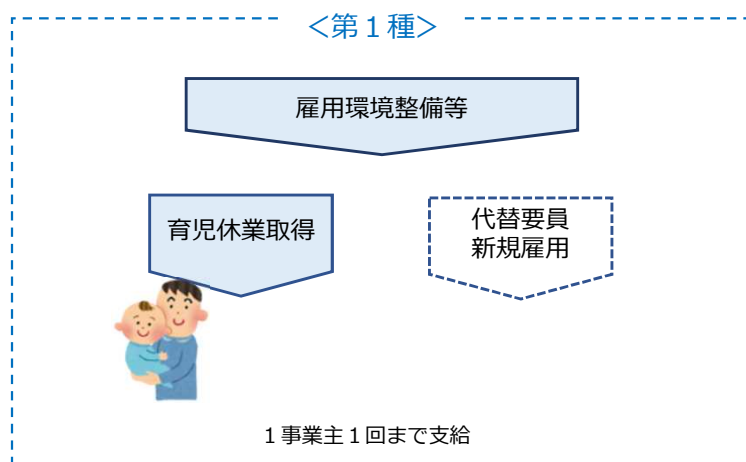
両立支援等助成金

① 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

【支給額】

第1種	育児休業取得	20万円
	代替要員加算	20万円（代替要員を3人以上確保した場合には45万円）
第2種	育児休業取得率の30%以上上昇	1 事業年度以内：60万円〈75万円〉 2 事業年度以内：40万円〈65万円〉 3 事業年度以内：20万円〈35万円〉

※ 〈 〉 内は生産性要件を満たした場合



両立支援等助成金

②育児休業等支援コース

おもな要件

①育休取得時・職場復帰時

A：育休取得時

- 育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- 対象労働者との面談を実施し、プランを作成すること。
- プランに基づき、対象労働者の育児休業（産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業）の開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、連続3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得させること。

B：職場復帰時

- 対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- 対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司又は人事労務担当者が面談を実施し、面談結果を記録すること。
- 面談結果を踏まえ、対象労働者を原則として原職等に復帰させ、申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

両立支援等助成金

②育児休業等支援コース

おもな要件

②業務代替支援

- 育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。
- 対象労働者が3か月以上の育児休業（産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む）を取得し、事業主が休業期間中の代替要員を新規雇用（A）または対象労働者の業務を代替する労働者へ手当支給等を行う（B）こと。
- 対象労働者を原職等に復帰させ、申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

③職場復帰後支援

- 育児・介護休業法を上回る「A：子の看護休暇制度」または「B：保育サービス費用補助制度」を導入していること。
- 1か月以上の育児休業（産後休業を含む）を取得した対象労働者が、職場復帰後6か月以内に一定の利用実績（A：10時間以上（有給）の取得またはB：3万円以上の補助）があること。

両立支援等助成金

②育児休業等支援コース

【支給額】

①育休取得時	28.5万円<36万円>	
職場復帰時	28.5万円<36万円>	
②業務代替支援	A：新規雇用（派遣を含む） 47.5万円<60万円> B：手当支給等 10万円<12万円> ※有期雇用労働者加算：9.5万円<12万円>	
③職場復帰後支援	（制度導入時） 28.5万円<36万円>	（制度利用時） A：子の看護休暇制度 1,000円<1,200円>×取得時間 B：保育サービス費用補助制度 事業主負担額の2/3

※ 〈〉内は生産性要件を満たした場合

両立支援等助成金

③新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

助成金の対象

令和4年4月1日～令和4年9月30日までの間に、以下の①または②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども**

対象となる有給の休暇の範囲

●日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象

- ・学校：授業日（※日曜日や夏休みなどは対象外）
- ・その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

●就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について、就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、**就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象**となります。

両立支援等助成金

③新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。

「小学校等」とは

- ・ **小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校**（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、**特別支援学校**（全ての部）
※障がいのある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校なども含む。
- ・ **放課後児童クラブ等、放課後等デイサービス**
- ・ **幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障がい児の通所支援を行う施設など**

両立支援等助成金

③新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

②新型コロナウイルス感染症に感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある^(※)子ども

- ア) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- イ) 新型コロナウイルスに感染した恐れのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ウ) 医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。



対象となる保護者

- ・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・ 各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

両立支援等助成金

③新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの）×有給休暇の日数で算出した合計額を支給します。（※日額上限額あり）

休暇取得期間	日額上限額	申請期限
令和 4年 4月 1日～6月30日	9,000円	令和 4年 8月31日（水） 必着
令和 4年 7月 1日～9月30日	9,000円	令和 4年11月30日（水） 必着

※年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限額を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。

支給要件の詳細や具体的な手続き、支給申請書は厚生労働省HPにて
ご確認ください。

新型コロナ 休暇支援 **検索**

その他留意事項

- 本日説明した事項以外にも詳細な要件が定められていますので、申請にあたってはホームページ掲載の『支給要領』や『支給の申請手続き』等を必ずご参照ください。
- 申請に必要な様式、参考様式等については、厚生労働省ホームページや、宮崎労働局ホームページよりダウンロードできますので、ご活用ください。
- 申請は郵送でも受付を行っておりますが、必ず配達記録が残る方法（簡易書留等）で送付してください。なお、申請期限がある場合は、申請期限日までに労働局に到着することが必要です。消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合、申請を受け付けることができません。
- 申請時に必要な資料がそろっていない場合は、受理ができません。また、不正受給を防止する観点から、原則として提出書類により審査を行います、一度提出された書類について、事業主の都合による差替えや訂正を行うことはできないため、十分に確認した上で提出してください。
- 同一の取組等や経費負担に対して、2つ以上の助成金を同時に受けられない場合があります。
- ご不明点があれば、下記までお問い合わせください。

宮崎労働局 雇用環境・均等室 TEL 0985-38-8821
〒880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階